

国際交流基金
日本語パートナーズ派遣事業
募集要項

2026 年度(令和 8 年度)
第 3 回募集

ベトナム 14 期
インドネシア 27 期
台湾 12 期
モンゴル 2 期
カンボジア 11 期

応募期間
2026 年 10 月 6 日(火)～11 月 17 日(火)

国際交流基金

日本語パートナーズ派遣事業 募集要項

目次

1. 趣旨	1
2. 活動内容	1
3. 日本語パートナーズの派遣条件	1
4. 求められる人物像	2
5. 日本語パートナーズの身分	2
6. 行政手続き	2
7. 募集人数・派遣期間・派遣先機関	3
8. 応募から渡航までのスケジュール	4
9. 応募	5
10. 選考	8
11. 内定から派遣まで	10
12. 派遣の待遇等	11
13. 派遣先国・地域での安全確保および支援体制	13
14. 派遣の可否判断	13
15. 事業情報の公開	14
16. 個人情報の取り扱いについて	14
17. 別表	15

お問合せ

独立行政法人 国際交流基金

日本語パートナーズ事業部 事業第2チーム 募集選考担当

E メールアドレス: nihongopartners@jpf.go.jp

※応募に関するお問合せは、電話ではなくEメールにてお願いいたします。

日本語パートナーズ事業ウェブサイト



[日本語パートナーズ](#) | [国際交流基金](#)

日本語パートナーズ「よくある質問」



[よくある質問](#) | [日本語パートナーズ](#)

ウェブサイト
内の「よくあ
る質問」もあ
わせてご覧
ください。

1. 趣旨

国際交流基金(The Japan Foundation、以下 JF)は、日本 ASEAN 友好協力 50 周年(2023 年)を契機に、日本と ASEAN の次世代の交流促進と人材育成を目的とする包括的な人的交流事業「次世代共創パートナーシップー文化の WA2.0ー」を、令和6(2024)年度より 10 年間にわたり集中的に実施しています。

この取組は、JF が 2014 年～2023 年にかけて実施したアジアとの文化交流事業「文化の WA(和・環・輪)～知り合うアジア」を発展的に継承するものであり、特に ASEAN 各国から期待が大きかった「日本語パートナーズ事業」は派遣先と派遣人数を拡充して実施しています。

日本語パートナーズ派遣事業は、東南アジアを中心とするアジアの中学校や高等学校などに幅広い世代の人材を派遣し、現地の日本語教師のアシスタントとして、授業のサポートや会話の相手役といった活動をするとともに、教室内外での日本語・日本文化紹介活動等を行うことで、アジアの日本語教育を支援します。また、日本語パートナーズ自身も現地の言語や文化についての学びを深め、アジアの架け橋となることを目的とします。

2. 活動内容

派遣先機関との協議を通じて決定しますが、想定される主な活動は以下の通りです。

- (1) 派遣先機関の日本語教師が行う授業への協力
- (2) 授業の教材作成等への協力
- (3) 授業や課外活動における生徒との交流(日本語での会話、文化活動への協力等)
- (4) 派遣先の JF 海外拠点等が実施する日本語教育事業への協力
- (5) その他、現地の要望に応じて実施する、地域における日本語学習支援、日本文化紹介を通じた交流活動等

3. 日本語パートナーズの派遣条件

日本語パートナーズは、以下の派遣条件を守らなければなりません。

- (1) JF の定める派遣前研修(約4週間)に全日程参加し、修了すること
- (2) 派遣先国・地域の法令を守ること
- (3) 派遣先機関の規則を守ること
- (4) 派遣期間中は本事業の活動に専念し、滞在を他の目的(宗教、政治、営利等の目的)に利用しないこと
- (5) 派遣期間中は JF の許可なくして任地を離れないこと
- (6) 派遣期間が終わり次第直ちに帰国し、派遣期間終了後2か月以内に行われる帰国報告会に参加すること
- (7) 決められた期日までに派遣開始3か月後の「中間報告書」および帰国後の「総合報告書」を提出すること

4. 求められる人物像

日本語パートナーズは、現地の日本語教師のアシスタントとして、派遣先の方々と一緒に協力しながら活動を行うことが求められます。日本語パートナーズ派遣事業は公的な活動であることと、その活動の趣旨を十分に理解し、何事にも責任をもって行動できることが大切です。

また、言葉はもちろん、気候や宗教、生活習慣、社会規範など異なる環境で生活する中で、さまざまな困難に直面することもあります。そのため、日本語パートナーズには、異文化に対する好奇心や謙虚な姿勢に加え、何か問題に直面した際にも、明るく前向きに、辛抱強く解決に向けて取り組むことができる人物が向いています。以下は、日本語パートナーズに求められる資質です。

- (1) 派遣先の文化・社会に対し謙虚さを持ちつつ、それを学ぼうとする好奇心がある
- (2) 派遣先の生活や活動において、日本とは異なる環境の中でも自律的に活動できるバイタリティと柔軟性・我慢強さがある
- (3) 現地日本語教師のアシスタントとして活動することについて、立場や役割を適切に理解している
- (4) 派遣終了後に日本語パートナーズで得た経験を活かす意欲がある

5. 日本語パートナーズの身分

JFと日本語パートナーズは、派遣に先立ち合意書を取り交わし、これによりJFは日本語パートナーズとしての活動を委嘱します。JFと日本語パートナーズは雇用関係にありません。またJFは、日本語パートナーズ派遣終了後の再就職のあつせん等を行いません。

6. 行政手続き

派遣に際しての市区町村や勤務先等での手続きについては、自身の責任にて関係各所にお問合せください。JFが日本語パートナーズにかわって確認や手続きを行うことはありません。親族等からの連絡を含め、JFへのお問合せはお控えください。

(1) 転出届

派遣期間は1年未満となりますが、手続きの要否および具体的な手続きについては、住民票のある市区町村窓口にご確認ください。

(2) 健康保険・年金

派遣に際しての手続きや保険料の納付方法については、市区町村や勤務先の担当窓口にご確認ください。

(3) 住民税

JFが滞在費から控除して納付することはありませんので、派遣前に納付の要否、手続き、納付方

法等について、市区町村窓口にご確認ください。

(4) 雇用保険

会社等を退職し、雇用保険の手続きを行う場合には、所管のハローワークにお問合せください。

※日本語パートナーズは雇用保険求職者給付の「受給期間の延長ができる理由」には該当しないとの見解を厚生労働省職業安定局雇用保険課に確認しています。

(5) 源泉徴収

派遣期間は1年未満となりますので、所得税法に基づき、滞在費の支払い時に国内居住者として源泉徴収を行います。確定申告の要否、手続き等については、税務署にご確認ください。

7. 募集人数・派遣期間・派遣先機関

	募集人数	派遣期間	派遣先機関
(1) ベトナム 14 期	40 名	2027 年 8 月～ 2028 年 6 月	中等教育機関 (中学校・高等学校相当)
(2) インドネシア 27 期	60 名	2027 年 9 月～ 2028 年 3 月	中等教育機関 (高等学校相当)
(3) 台湾 12 期	10 名	2027 年 9 月～ 2028 年 6 月	中等教育機関 (高等学校相当)
(4) モンゴル 2 期	5 名	2027 年 9 月～ 2028 年 5 月	中等教育機関
(5) カンボジア 11 期	3 名	2027 年 10 月～ 2028 年 7 月	高等教育機関 (大学) 中等教育機関 (高等学校相当)

※ いずれも予定のため、今後の状況により変更の可能性があります。

※ 上記(1)～(5)は併願し希望順位をつけることができます。詳細は応募用紙をご覧ください。

※ 上記募集人数には、別途実施する推薦プログラムの募集人数を含みます。

※ JF が認める特別な事情(病気療養、忌引、見舞い、就職や進学のための必要性等)がない場合、日本語パートナーズ個人の事情による派遣期間の短縮、延長および緊急時を除く日本への一時帰国はできません。

※ 派遣の実績は、日本語パートナーズ事業ウェブサイトをご覧ください。

([日本語パートナーズって？](#) | [日本語パートナーズ](#))

8. 応募から渡航までのスケジュール



9. 応募

(1) 応募要件【以下ア. ～コ. のすべてを満たしていることが必要です】

- ア. 本事業の趣旨、求められる人物像および派遣制度を理解し、アジアの架け橋となる志をもっていること
- イ. 現地の一般的な水準の生活環境（住居、暮らしぶり等。詳しくは [派遣中の活動、生活について](#) | [よくある質問](#) | [日本語パートナーズ](#) を参照）に対応できること
- ウ. JF が指定する派遣前研修全日程（合宿形式）に参加できること
- エ. SNS、ウェブサイト等を活用した、本事業の広報や活動に関する情報発信に協力できること（日本語パートナーズ本人が写っている写真および動画について JF が事業広報の目的で使用するを含む。）
- オ. 基本的なパソコン操作ができること（Eメールの送受信、Teams でのやり取り、Word や Excel、Power Point 等を使って簡単な文書や資料の作成、オンライン会議（Zoom、Teams）の参加等）
- カ. 以下の生年月日であること（本要件は現地政府の要請等を踏まえて設定しています。）

ベトナム 14 期	1957 年 10 月 1 日～2007 年 4 月 1 日
インドネシア 27 期	1959 年 4 月 1 日～2007 年 4 月 1 日
台湾 12 期	1957 年 11 月 1 日～2007 年 4 月 1 日
モンゴル 2 期	1957 年 12 月 1 日～2007 年 4 月 1 日
カンボジア 11 期	1957 年 12 月 1 日～2007 年 4 月 1 日

※応募書類提出締切日時時点で 19 歳の方も 2027 年 4 月 1 日時点で 20 歳を迎える場合は応募可

- キ. 日本国籍を有し、日本語母語話者であること
- ク. 以下の英語力を有すること
身近で日常的な事柄について、短い簡単なやりとりができること（※CEFR の A2 相当以上）
※CEFR(Common European Framework of Reference for Languages) は、外国語学習者の言語運用能力を示す共通の指標です。（https://www.jfstandard.jpf.go.jp/pdf/whole_standard.pdf）
- ケ. 応募時点で日本語パートナーズの内定者または派遣中でないこと
- コ. 暴力団員その他の反社会的勢力に属する者でないこと、または反社会的勢力と関係を有していないこと

【ベトナム 14 期・モンゴル 2 期・カンボジア 11 期を希望する方】

現地での活動や滞在査証取得のため、ア. ～コ. に加えて次のサ. の要件も満たしていることが必要です。

- サ. 応募時点で学士号以上の学位を取得していること（四年制大学卒業、大学院修了など）

【インドネシア 27 期を希望する方】

現地での活動のため、ア. ～コ. に加えて次のシ. の要件も満たしていることが必要です。

- シ. 応募時点で学士号以上の学位を取得できる教育機関に所属していること（四年制大学在学中など）、または学士号以上の学位を取得していること（四年制大学卒業、大学院修了など）

なお、学士号を取得せずに大学院に進学した場合は、すでに修了していること
 ※学歴に関する要件の詳細は、p.15 にある【別表1】を参照ください。

(2) 応募の手順

1. 登録する
日本語パートナーズ事業ウェブサイト「募集情報」ページ(募集情報 日本語パートナーズ)の「応募登録をする」をクリックし、登録をしてください。
2. 「登録完了と書類提出に関するご案内」の E メールを受信し、応募用紙等をダウンロードする
「登録完了と書類提出に関するご案内」の E メールが届きます。 「登録完了しました」画面または「登録完了と書類提出に関するご案内」の E メールにあるダウンロード URL をクリックし、応募用紙等をダウンロードしてください。 ※送信専用アドレス(nihongopartners@asiawajpf.go.jp)から E メールが届きます。登録時に入力した E メールアドレスで、JF からの送信専用 E メールを受信できる設定にしてください。
3. 提出書類を準備する
応募用紙に必要な事項を記入し、応募用紙とその他の提出書類をそろえてください。 ※応募用紙には、「登録完了と書類提出に関するご案内」の E メール本文に記載の登録番号(数字4桁)を記入してください。
4. 書類をデータで提出する(提出後、「応募が完了しました」の E メールが届きます)
「登録完了と書類提出に関するご案内」の E メール本文に記載のあるアップロード URL をクリックし、応募書類提出(アップロード)フォームに登録番号および個人情報を入力の上、提出書類をアップロードしてください。アップロードをもって応募が完了します。 ※応募用紙等をダウンロードし、「0. 【重要】応募に関する注意事項」の内容をよくお読みください。指定された通りに書類が作成・提出されていない場合は、書類不備として選考対象外となることがあります。 ※アップロードは1人1回のみ、原則差し替え不可とします。やむを得ない理由により、差し替えが必要な場合は提出締切時間までに E メール(目次ページ参照)でご連絡ください。

(3) 提出書類

※推薦状は応募時には不要です。第1次選考通過者のみが提出します。

※第3回募集の複数の派遣先を併願する場合でも、書類提出は1部のみで結構です。

ア. 応募用紙

イ. 学歴に関する証明書

希望する派遣先によって異なります。

(ア)ベトナム 14 期、モンゴル 2 期およびカンボジア 11 期を希望する場合

学士号以上の学位の取得を証明できる卒業証明書または修了証明書を1通

(イ)インドネシア 27 期を希望する場合

以下のいずれかを1通

・学士号以上の学位の取得を証明できる卒業証明書または修了証明書

・学士号を取得できる教育機関に所属していることを証明できる在学証明書(在籍証明書)

※学士号を取得せずに大学院に進学した場合は、大学院の修了証明書を提出してください。

(ウ)台湾単願の場合(台湾だけを派遣希望先として希望する場合)

以下のいずれかを1通

・最終学歴(取得した学歴の中で、一番高い学歴)の卒業証明書または修了証明書

・在学証明書(在籍証明書)

※学歴に関する証明書の詳細は、p.15 にある【別表2】を参照ください。

【学歴に関する証明書について】

- ア. 学歴に関する証明書は、最終学歴の教育機関が発行する「卒業(修了)証明書」や在学中の在学証明書(在籍証明書)を提出してください。卒業時に学校から授与される卒業証書・学位記・修了証書、学生証、(在学証明書が発行される教育機関の)成績証明書は不可です。
- イ. 在学証明書(在籍証明書、または在学証明書を発行しない教育機関からの成績証明書)は、2026 年 4 月 1 日以降に発行されたものを提出してください。その他の証明書については、発行年月日の指定はありません。
- ウ. 学歴に関する証明書が厳封されている場合は、ご自身で開封してください。
- エ. 在籍校および最終学歴の教育機関は、文部科学省の認定校(各種学校除く)のみ認めます。日本語教師養成講座等は含みません。
- オ. 海外の教育機関の場合は、学士号以上の学位証明ができる書類のみ認めます。
- カ. 英語以外の外国語で記載されている場合は、和文の翻訳を添付してください。

(4) 応募時の留意事項

- ア. 以下に該当する方は、応募用紙提出時まで E メール(目次ページ参照)でご連絡ください。
- (ア) 重国籍の方
- (イ) 2027 年 3 月以降も有効な日本以外の滞在資格、査証(ビザ)等を持っている方
- (ウ) 公用旅券の発給を受けている方、今後受ける予定の方
- (エ) 障がいがあること、性的指向または性自認、思想・信条等により、応募や選考、派遣前

研修および本事業の活動や派遣先での生活に不安を感じられる方

※上記に該当することが採否の判断に影響することはありませんが、派遣先の状況により、派遣先機関等が限定される場合があります。また、第1次選考通過時に提出いただく「健康診断個人票」および「健康自己申告書」、「和文・英文履歴書」には、手続きに必要であるため戸籍上の性別を記載いただきます。

- イ. 応募者本人の控えとして、応募書類のコピーを必ず保管しておいてください。
- ウ. 応募用紙は、手書き、パソコン入力作成のいずれも受け付けますが、パソコン入力を推奨しています。どちらでも選考への影響はありません。
- エ. 提出書類作成にかかる費用は応募者の負担とします。
- オ. 応募書類の提出完了および内容確認に関する照会対応は行っておりません。
- カ. 日本語パートナーズ経験者が、帰国後に再応募することは可能です。なお、できるだけ多くの方に派遣機会を提供するため、一度も派遣されていない応募者を優先します。
- キ. 応募にあたり、特定のワクチン接種に関する要件はありません。ただし、今後、日本および派遣先での感染症の流行等が発生した場合に、派遣先政府による規制または要請等に基づき、募集開始後や内定後に新たな条件が課せられる場合があります。

(5) 応募期間

2026年10月6日(火)～11月17日(火)

書類提出締切 : 11月17日(火) 16時59分

- ※ 書類のアップロードをもって応募が完了します。
- ※ 郵送や持ち込み、Eメール添付での提出は受け付けません。
- ※ 締切後の応募・書類の差替えは受け付けられませんので、時間に余裕をもって準備・提出してください。

10. 選考

1. 第1次選考（書類選考）

提出書類に基づいて選考を行い、結果をEメールにて通知します。1次選考通過者には、推薦状、健康診断に関する書類、和文・英文履歴書を提出いただきます。

結果通知(Eメール) : 2026年12月11日(金)までに通知

2. 第1次選考通過者 提出書類

詳細は、第1次選考通過者に連絡します。

(1) 推薦状

推薦状作成者が直接 JF の入力フォームに入力して送信することで、推薦状の提出となります。

推薦状については当事業部ウェブサイト「よくある質問『提出書類について』」に掲載しています。
([提出書類について](#) | [よくある質問](#) | [日本語パートナーズ](#))

(2) 健康診断に関する書類

以下の書類は、渡航判定を実施する専門医療機関に提供します。

・健康診断個人票(指定様式)

※指定様式にしたがい、各自健康診断ができる機関、または医療機関で受診してください。

健康診断費用は、応募者の負担とします。

※検査項目は「海外派遣労働者の健康診断(労働安全衛生規則第 45 条の 2)」

の項目を準用しています。「健康診断個人票」は当事業部ウェブサイト「よくある質問『健康診断について』」に掲載しています。([健康診断について](#) | [よくある質問](#) | [日本語パートナーズ](#))

・健康自己申告書(指定様式)

(3) 和文・英文履歴書(指定様式)

派遣先政府および派遣先機関が応募者の経歴を確認するためのものです。

第1次選考通過者にあわせて送付する記入例(和文・英文)をもとに作成してください。

提出締切 : 2027 年 1 月 7 日(木)

3. 第2次選考 (面接選考)

第2次選考はオンラインにて行います。日時は以下の期間内で JF が指定し、第1次選考結果通知の際にお知らせします。日時の変更は原則認めません。(面接時の通信費等は応募者の負担)

日時 : 2027 年 1 月 19 日(火)~2 月 1 日(月)に実施 (9:30~18:30 のうち、30 分程度)

※1 月 23 日(土)、24 日(日)、30 日(土)、31 日(日)を除く

結果通知(Eメール) : 2027 年 2 月 19 日(金)までに通知

4. 補足事項

・選考結果は、全ての応募者に通知します。

・採否理由、選考過程等についての問い合わせには一切応じられません。

・第1次選考結果通知から健康診断書類の提出までの期間が限られているため、事前に健診機関・医療機関を確認し、必要に応じて予約することを推奨します。

・第2次選考では、第1次選考後に提出いただく「推薦状」、「健康診断個人票」および「健康自己申告書」の内容も考慮し、日本語パートナーズとしての適性を総合的に判断します。なお、健康判定審査基準はお伝えできませんが、当事業部ウェブサイトの「よくある質問」([健康診断について](#) | [よくある質問](#) | [日本語パートナーズ](#))で派遣不可となる可能性のある疾患例を掲載していますのでご参照ください。

11. 内定から派遣まで

(1) 内定通知・渡航手続き等

- ア. 第2次選考終了後、内定候補者に内定を通知します。その際、「意思確認書」を送付し、内定の受諾または辞退の意思を確認します。
- イ. 手続きに必要な書類が期限までに提出されない場合、および JF から連絡が取れない状況が続く場合、内定を取り消すことがあります。
- ウ. 内定を受諾した場合は、「内定者」となり、公用旅券発給等の渡航手続きが開始されます。渡航手続きでは、戸籍に関する書類や各種書類、証明写真等の提出を依頼するほか、派遣にかかる文書の取り交わしを行います。
- エ. 渡航手続き期間中に国外にいる場合であっても、JF からの書類送付先は国内に限ります。また、提出締切の延長等は認められません。
- オ. 内定者には、派遣前研修開始までに派遣地や派遣先機関に関する情報を提供します。いずれも JF が決定し、派遣地や派遣先機関を内定者が選ぶことはできません。
- カ. 派遣先機関の決定に際しては、以下の能力、経験等を考慮する場合があります。
 - ・現地語の能力
 - ・仕事による駐在経験、もしくは留学による滞在経験
 - ・日本語教育に関する知識や経験

【ベトナム 14 期内定の方】

- キ. 内定の方は、派遣後にベトナム国内の指定された医療機関で健康診断を受診します。また、ベトナムでの受診の結果、「ベトナムでの就業は不可」と判断された場合は、派遣後であっても派遣契約解除となる可能性があります。

【台湾 12 期内定の方】

- ク. 査証(ビザ)申請のため 2027 年 8 月以降日本国内にいる必要があります。詳細は内定通知時または派遣前研修時にお知らせします。
- ケ. 内定の方には、本邦での「犯罪経歴証明書」を取得、提出いただきます。

【モンゴル 2 期内定の方】

- コ. 内定の方には、本邦での「犯罪経歴証明書」を取得、提出いただく可能性があります。
- サ. モンゴル入国後、派遣先国の労働許可および滞在許可を取得するために、現地医療機関での健康診断を受診(HIV、梅毒、B 型肝炎、C 型肝炎、結核の感染症検査及び精神科診察)していただきます。

(2) 派遣前研修

派遣前研修は、現地の生活・活動に必要な現地語の習得、任地事情、および現地の日本語教師への協力方法等の知識を身につけるためのものです。合宿形式で行い、約4週間にわたり実施するすべての研修プログラムを修了しなければなりません。忌引きや体調不良等、JFがやむを

得ないと判断する事由以外での欠席は認められません。

	現地語研修	日程(予定) 4週間程度	実施場所(予定)
ベトナム 14 期	ベトナム語	2027 年 5 月上旬～6 月上旬	JF 関西国際センター (大阪府泉南郡田尻町)
インドネシア 27 期	インドネシア語	2027 年 7 月下旬～8 月下旬	JF 関西国際センター (大阪府泉南郡田尻町)
台湾 12 期	台湾華語	2027 年 6 月中旬～7 月中旬	JF 日本語国際センター (埼玉県さいたま市)
モンゴル 2 期	モンゴル語	2027 年 6 月中旬～7 月中旬	JF 日本語国際センター (埼玉県さいたま市)
カンボジア 11 期	クメール語	2027 年 5 月上旬～6 月上旬	JF 関西国際センター (大阪府泉南郡田尻町)

※状況により、派遣前研修の実施形式や期間に変更の可能性があります。

※JF は、内定者の居住地最寄り駅から研修所までの往復旅費(日本国内の移動のみ)を支給し、宿泊施設、食事を提供します(もしくは食費の一部補助額を支給)。当該経費以外の費用については自己負担となります。

(3) 内定後から日本出発までの留意事項

以下に該当する場合は、派遣内定を取り消す場合があります。

- ア. 内定から日本出発日までの間に、病気、けがおよび体調不良等により派遣先での業務が困難と JF が判断した場合
- イ. 派遣前のやり取りや派遣前研修を通じて、派遣先での滞在や活動に関する適性が不十分であると JF が判断した場合
- ウ. 応募用紙等、提出書類記載内容に虚偽があった場合
- エ. 派遣先政府により、査証取得や渡航に際し新たな条件が設けられ、その条件を満たさなかった場合

12. 派遣の待遇等

JF の規程に基づき旅費、滞在費を支給するとともに、住居の提供を行います。

(1) 赴任形態

単身赴任

(2) 滞在費

	滞在費（月額）
ベトナム	140,000円～155,000円程度
インドネシア	145,000円～155,000円程度
台湾	180,000円程度
モンゴル	180,000円程度
カンボジア	175,000円程度

※滞在費は源泉徴収の対象になり、上記はいずれも源泉徴収後の金額です。

※滞在費の額は、派遣地の物価、生活水準、為替相場等の状況に応じて JF が定めた額です。

※JF の規程および所得税法が改正された場合、滞在費の額が増減することがあります。

(3) 住居

派遣先の住居は、JF が提供します。現地の一般的な水準の住居であり、日本のような設備が整った住居ではありません。（[派遣中の活動、生活について](#) | [よくある質問](#) | [日本語パートナーズ](#)）

※日本語パートナーズが手配したり、選択したりすることはできません。

※住居賃料は JF が負担します。

※光熱費、通信費等は日本語パートナーズが滞在費から負担します。

(4) 往復航空券

日本と任地の往復航空券（エコノミークラス）を支給。

(5) 赴帰任の際の日本国内交通費

居住地の最寄りの駅から国際空港までの日本国内交通費（順路直行）を支給。

(6) 赴帰任の際の支度料等

支度料（赴任時のみ）、移転料、着後手当を支給。

※旅費法改正に伴い、JF の規程が改正され、赴帰任の際の支度料等の額が変更される場合があります。

(7) 業務に必要な教具等

JF が業務上必要と認める教材、機材は現物支給、もしくは貸与。

派遣期間中の文化紹介や授業等で必要となる消耗品の購入につき、実費額を支給（上限あり）

※JF は PC を貸与しませんので、必ずご持参ください。

(8) 外国語研修手当

派遣期間中の外国語研修手当として月額 15,000 円相当の現地通貨に滞在月数をかけた額を上限として実費を支給。

(9) 海外旅行保険

JF が以下の補償内容の海外旅行保険を手配

傷害死亡保険金	最高 5,000 万円
傷害後遺障害保険金	最高 5,000 万円
治療・救援費用保険金	最高 5,000 万円
疾病死亡保険金	最高 3,000 万円

※既往症(出発前にかかったことのある病気・けが)、慢性疾患、むちうち、腰痛、歯科治療、妊娠、出産、早産または流産に起因した疾病等は保険適用外です。派遣期間中に、保険適用外の疾病、傷害で治療が必要となった場合、医療費は被保険者の自己負担となります。

※JF は保険会社から実際に支払われる補償額を超える補償は行いません。

(10) 派遣前の予防接種費用

派遣先地域で罹患(りかん)するリスクのある疾病のうち、JF が指定するものについては渡航前に予防接種を完了することが推奨されます。これら予防接種の費用は JF が一部補助しています。また、内定後の派遣前研修期間中に集団予防接種の機会を設けます。

13. 派遣先国・地域での安全確保および支援体制

海外で生活するにあたっては、災害や治安悪化等の緊急事態に対する準備と「自分の身は自分で守る」という心構えが必要ですが、派遣期間中は JF、日本国大使館・総領事館等が連携を取り、各地に派遣されている日本語パートナーズが任地での活動を安全かつ円滑に進められるように支援します。

なお、応募の際にはあらかじめ外務省海外安全ホームページにおいて現地の安全情報を入手、確認してください。

※外務省海外安全ホームページ: [外務省 海外安全ホームページ](#)



14. 派遣の可否判断

JF は、外務省が発表する海外安全情報の危険情報および感染症危険情報レベルや、入国時の制限とその内容(感染症の場合の移動制限等)、現地の医療体制や社会情勢、緊急時の対応状況等の観点から、総合的に判断して日本語パートナーズの派遣を決定しています。

なお、派遣が延期、変更または中止となった場合に、JF は経済的な補償を行いません。

15. 事業情報の公開

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)に基づく開示請求が JF に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出のあった申請書類等は開示されます。

16. 個人情報の取り扱いについて

以下 URL をご参照ください。

<https://asiawa.jp/assets/uploads/sites/2/2023/04/oi0wvjweicxz89.pdf>

※本事業に応募された方は、上記の個人情報の取扱いに同意したものとみなします。

17. 別表

【別表1】

9. 応募（1）応募要件 の学歴に関する要件

	中学卒業	高校卒業	短大(高専) 専門学校 卒業	四年制大学 在学中	四年制大学 卒業	大学院 在学中	大学院 修了
ベトナム	応募不可				応募可能		
モンゴル							
カンボジア							
インドネシア							
台湾							

【別表2】

9. 応募（3）提出書類 イ. 学歴に関する証明書

	中学卒業	高校卒業	短大(高専) 専門学校 卒業	四年制大学 在学中	四年制大学 卒業	大学院 在学中	大学院 修了
証明書	卒業証明書	卒業証明書	卒業証明書	在学証明書	卒業証明書	在学証明書	修了証明書
ベトナム					○	○	○
モンゴル					○	○	○
カンボジア					○	○	○
インドネシア					○	○	任意
台湾	○	○	○	○	○	○	○

※インドネシアを希望する場合： 四年制大学の在学証明書（在籍証明書）または学士号以上の卒業証明書・修了証明書を1通提出してください。なお、学士号を取得せずに大学院に進学した場合は、大学院の修了証明書を提出してください。

※インドネシアを希望しない場合： 在学中または最終学歴の証明書を1通提出してください。また、最終学歴の証明書は、取得した学歴の中で、一番高い学歴のものを提出してください。

以上